

奈良先端科学技術大学院大学附属図書館研究開発室設置細則

(趣旨)

第1条 奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の電子図書館機能を発展させ、より一層の利用者サービスの充実を図るため、附属図書館に研究開発室を置く。

(業務)

第2条 研究開発室は、次の業務を行う。

- (1) 電子図書館に関する調査及び研究
- (2) 電子図書館に関する教育及び広報
- (3) 電子図書館に関するソフトウェアの開発及び保守
- (4) 電子図書館に関するシステムの維持及び保守
- (5) その他技術的事項

(組織)

第3条 研究開発室に、次の職員を置く。

- (1) 研究開発室長
- (2) 准教授 若干名
- (3) 助教又は助手 2名
- (4) その他附属図書館長が必要と認める職員

(研究開発室員)

第4条 研究開発室長は、本学の専任の教授又は准教授をもって充てる。

- 2 研究開発室長は、研究開発室の業務を総括する。
- 3 研究開発室長及び室員の選考は、附属図書館長が行い、学長が任命する。

(事務)

第5条 研究開発室に関する事務は、教育研究支援部学術情報課が行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。